

内閣官房デジタル行財政改革会議  
国・地方スタートアップ連携実務者会議

スタートアップからの公共調達時の  
知財の取り扱いについて③

2025年3月17日

桜坂法律事務所 弁護士 林 いづみ



(知財関係)知的財産戦略本部 員、東京地方裁判所調停委員(知財調停)  
不正競争防止法小委員会委員、弁護士知財ネット理事長  
日本弁護士連合会知的財産センター元委員長・現副委員長/日本知的財産  
仲裁センター元センター長、仲裁人、オープン&クローズ戦略時代の大学  
知財マネジメント検討会さくらツール策定委員会座長など

## これまでのご意見・要望

### A. 公共調達手続

- 1.入札制度などへの理解不足 ⇒ 意思決定プロセスの透明化・明示化
- 2.形式的な書類作成を求める方針により発生するコミュニケーションコスト、個々に適切に調整されていない契約書雛形の使用 ⇒ スタートアップと協働する際の自治体向けガイドラインの策定、標準的な契約モデルの開発
3. 創意工夫や独自のノウハウ等が必要／重要なものは「プロポーザル方式」が適しているが、行政・事業者双方にとって手続が煩雑な上、契約締結まで最も時間がかかる調達方式⇒プロポーザル方式による調達の共通化・簡素化

\* クラウド、SaaS型など総務省、デジタル庁の各種ガイドライン等との関係

## B 知財・無形資産の保護

1. 公募や情報公開における知財保護の必要性（公募前にスタートアップと自治体関係者とで企画やその仕様について議論を重ね、新しい企画内容を発案したとしても、公募がオープンになった瞬間に、企画に関わっていない他社によってアイデアを流用されてしまうことがよくある）⇒ 発案者の企画内容が保護される仕組みやガイドラインが必要

2. 狭義の知財の保護の必要性・保護の方法や、広義の知財・無形資産がスタートアップにとって重要なアセットであることの認識不足  
⇒ 委託/補助などいずれの手法においても日本版バイ・ドール制度の考え方を準用し、実証により開発された成果物の権利は開発した事業者に帰属するようにしている。（ひろしまサンドボックス）

3. 交渉力・法務リソースの不足。知財の専門家へのアクセスの欠如⇒地元自治体における専門家ネットワークの構築

\* 知財総合支援窓口 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

\* 弁護士知財ネット <https://iplaw-net.com/>

## 競争(コア)領域における知財活用: 特許化 or 秘匿化 の 選択

公開 (オープン化) して権利取得

特許権

- 発明を保護
- 原則 出願から 20年独占

非公開に(ブラックボックス化)して保護

営業秘密

- 保護期間に 制限なし

各企業においてベストミックスを追求

## よくある被害事例：対策を講じていますか？

- 1 海外製造子会社の従業員が退職して競合する自分の会社を設立
- 2 合併会社へ技術移転したら許諾範囲外に使われた
- 3 定年退職まぢかの従業員が競合会社に引き抜かれた
- 4 海外の生産委託先の退職社員に類似品を造られた
- 5 最終加工・組立てを海外メーカーに委託したら類似品を造られた
- 6 製造設備を発注した際にノウハウを提供したら類似品を造られた
- 7 製造設備を1台納入したら2台目以降は納入先が他に造らせて注文を失った
- 8 納品先に金型図面等を提供したら競合企業に安く発注されてしまった
- 9 顧客からの要望を受けて工程監査を受け入れたら技術を盗まれた
- 10 顧客の要望を受けて工場見学を受け入れたら技術を盗まれた
- 11 海外展示会でのセールストーク中に示した技術情報を流用された
- 12 商談を通じて自社独自技術まで共同出願せざるを得なくなった
- 13 成果の自由利用を制限しなかったために想定外の製品に利用された
- 14 大学との共同開発成果を了解外の内容まで学生が学会発表してしまった
- 15 開発受託の成果としての技術を勝手に流用された

秘密情報の保護ハンドブック

[1706blueppt.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/1706blueppt.pdf)

秘密情報の保護ハンドブックの手引き

[170607\\_hbtebiki.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/170607_hbtebiki.pdf)

各種契約書等の参考例

[reference-2\\_word.docx \(live.com\)](https://www.live.com/reference-2_word.docx)

営業秘密・知財戦略相談窓口

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html>

オープン&クローズ戦略時代の共同研究における成果取扱いの在り方に関する調査～  
さくらツールの提供～：文部科学省

特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

秘密保持契約書(AI編) [https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-nda\\_chikujouari.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai-v2-nda_chikujouari.pdf)

ライセンス契約書 [https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-license\\_chikujouari.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ma-v2-license_chikujouari.pdf)

## 【中小企業庁 R6】 知的財産取引に関するガイドラインの改正事項

- 製造に必要なノウハウ(例えば図面、レシピ等)の無償開示を求められ、ライバル会社や海外メーカーにも発注されてしまった。
- 製品の品質管理の一環と言われて、工場の監査や秘密情報の開示を求められ、製法に係るノウハウを盗まれてしまった。
- 営業・無償のアフターサービスの範囲を明らかに超えて、納品物の改良や利用に際しての技術的指導を無償で要求されてしまった。

⇒ 仕様書で要求される具体的な性能等が固まっておらず、開発委託的ないし共同研究的なことを行う場合には、**まずは開発委託契約や共同研究契約のひな形を用いて契約を行い、その後、製造委託契約書は仕様書の要求事項が明確となってから締結すること**

⇒ 製造方法に係るノウハウや技術については、自社に帰属することを明確にしたり、発注者にも譲渡や実施許諾を行う場合でも自社への発注を前提とする等の条件を、契約書上明記する

⇒ 「ひな形」では、発注者の指示に従って製造・納品した製品が原因となって、第三者から知的財産権侵害を訴えられた場合を想定し、その訴訟対応の負担を不当に転嫁されることを防止

## 例:開発委託契約(ひな形)

### 第5条 (成果の帰属及び取扱い)

1 本業務を遂行する過程で、乙が甲の秘密情報に依拠して発明、考案、意匠、著作物その他の知的財産権の目的となるもの（以下「発明等」という。）を得た場合には、当該発明等に係る知的財産権は、原契約に定める報酬、費用、その他一切の支払い債務を甲が履行した時点で乙から甲に移転するものとする。

2 乙は、原契約の成果が第三者の権利を侵害していないことを保証する。ただし、この保証の違反に係る乙の甲に対する賠償額は、原契約に定める報酬額を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲が指定した仕様その他甲の指示内容が第三者の権利を侵害するものであった場合、乙は前項の責任を負わない。

### 第6条 (確認事項)

1 秘密情報に係る一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係る知的財産権その他一切の権利又は利益が相手方に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる利益も相手方に与えられるものではない。

2 甲及び乙は、本契約及び原契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを相互に確認する。

## 例:共同研究開発契約(ひな形)

第12条 (不保証・第三者との紛争対応) 1 甲及び乙は、本開発の目的の範囲で甲及び乙が開示する技術や実施を許諾する知的財産権等について、**第三者の権利を侵害していないことを保証しない**ことを相互に確認する。

2 本開発に関し、第三者との間で知的財産権侵害や秘密情報の侵害を理由とする紛争が生じた場合、甲及び乙は、速やかに相手方に通知し、相互に協力して解決する。

## 第13条 (確認事項)

1 **秘密情報に係る一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係る知的財産権その他一切の権利又は利益が相手方に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる利益も相手方に与えられるものではない。**

2 **甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを相互に確認する。**

3 本契約の内容が、甲乙間で○年○月○日に締結した共同開発を目的とする「○○契約書」の内容と矛盾、抵触する場合、本契約の内容が優先する。

## 例: 製造委託契約(ひな形)

### 第5条 (固有知的財産権等の帰属)

本契約の締結後に相手方の秘密情報に依拠しないでなされた発明等に係る知的財産権は、固有知的財産権等として当該発明等をなした当事者に帰属する。

### 第6条 (確認事項)

1 秘密情報に係る一切の権利及び利益は、その開示者に帰属するものとし、相手方に対する秘密情報の開示により、当該秘密情報に係る知的財産権その他一切の権利又は利益が相手方に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる利益も相手方に与えられるものではない。

2 甲及び乙は、本契約及び原契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではないことを相互に確認する。

3 甲及び乙は、本契約及び原契約が、乙が有する固有知的財産権等の開示、提供の義務を負うものではないことを確認する。乙が有する固有知的財産権等の開示、提供を行う場合には、対価を含め、別途協議する。

### 第8条 (第三者が有する知的財産権に関する紛争への対応)

1 本業務における目的物又は目的物を組み込んだ製品（以下、「目的物等」という。）について、目的物等に起因して第三者との間に知的財産権に関する紛争が生じたときは、甲及び乙は、速やかにその旨及びその内容を相手方に通知する。

2 前項の紛争の解決に係る負担について、甲及び乙は、当該知的財産権の侵害に係る自らの責任の範囲において当該負担の責任を負う。